平成24年度

協働実践事業

島根県NPO活動推進室

平成24年度協働実践事業一覧

◆しまね協働実践事業

| 事業名 | 事業主体 | | 協働担当課 | 協働 | 交付額 |
|--|--------------------------|-----|--------------------|----|-------|
| 尹未石 | 団体名 | 所在地 | か 関リュニ 計画 | 形態 | (千円) |
| 性同一性障害を抱える子どもた ちのためのジェンダーセンター 開設のための人材育成事業 | 紫の風 | 松江市 | 健康福祉部障がい福祉課 | 補助 | 1,000 |
| 心とからだを元気に!職場で取り組む健康づくり推進事業 | NPO法人 しまねコーチズ | 大田市 | 健康福祉部 県央保健所 | 補助 | 1,000 |
| 「松江だんだんシェア傘」プロ ジェクト協働実践事業 | N P O法人 まちづくりネットワーク島根 | 松江市 | 地域振興部 しまね暮らし推進課 | 補助 | 1,000 |

◆鳥取・島根広域連携協働事業

| 「中海の魅力ある文化」再発 | N P O法人中海再生プロジェクト | 米子市 | 鳥取県西部総合事務所 | 委託 | 3,735 |
|---------------|-------------------|-----|------------|-------------|-------|
| 見・体験・創造事業 | N P O法人自然再生センター | 松江市 | 島根県環境政策課 | 9 00 | 3,733 |

◆地域社会雇用創出協働事業

| 中山間地域で生活の利便性を高 める多機能携帯端末活用促進事 業 | NPO法人 結まーるプラス | 江津市 | 総務部西部県民センター | 委託 | 3,400 |
|---------------------------------------|-----------------------|-----|-------------|----|-------|
| 誰にもやさしいウェブづくりを 広める事業 | N P O法人 プロジェクトゆうあい | 松江市 | 健康福祉部障がい福祉課 | 委託 | 3,500 |

性同一性障害を抱える子どもたちのためのジェンダーセンター開設のための人材育成事業 (略称GIDコーディネーター養成事業) 【紫の風・島根県障がい福祉課】

取組の背景

- 1. 性同一性障害についての理解が進んでいない
- 2. 誤った対応が目立っていた。
- 3. 適切に対応、ケアーができる人材がいない。

事業概要

性同一性障害を医療対象として取り組んでいる先進地の岡山大学のほうから専門家を招いて少数精鋭での研修会を実施し、この問題にに対し理解を深め、適切に支援ができる人材を要請し、同時にその内容を1冊の冊子にまとめることで多くの人たちが情報の共有ができるようにする。

実施団体と行政それぞれの役割分担

紫の風:講演会、研修会の企画・運営・講師との調整、広報。冊子編集

島根県障がい福祉課:県庁各課、学校関係者との調整

アンケートの実施、研修会への協力

主な事業内容

講演会の開催(2012年8月2日) 研修会(2012年10月〜2013年1月) アンケートの実施、回収、分析 データブックの作成、編集、配布

事業の主な成果

今回の事業は人材育成がメインであり、 定量的分析より質の面での分析が適切 である。

講演会、研修会合わせた参加者は101名である。これに参加した人たちの多くは、専門家の話が聞けてありがたかった、あるいは、日常生活のなかで役立てたい、ワークショップがよかったという意見があった。

工夫・ノウハウ

団体側と県側との間で良好な人間 関係を維持しながら、お互いの強 みを相互に利用しながら進めてい った。

心とからだを元気に!職場で取り組む健康づくり推進事業 【NPO法人しまねコーチズ・島根県県央保健所 健康増進グループ】

取組の背景

事業概要

大田圏域は島根県の中でも 壮年期の自殺死亡率が最も 高い傾向にあり、心のケア も含めた健康づくりの普及 が急務とされている。

~地域課題~

- ・壮年期の自殺者割合の増加
- ・運動などに対する関心の低さ
- 運動習慣の定着不足
- ・職場での健康づくりなどの 取り組み不足

圏域の事業所に対して実態把調査を実施し、職場での健康づくりに関する現状やニーズを把握した上で、 心とからだの健康づくりに向けたより良いプログラムの作成を行う。作成したプログラムを、研修会や出前 教室などを通して普及啓発に努め、職場での運動習慣づくりを行うと共に心のケアに関する啓発を実施する ことで、壮年期の心身の活性化を図り、自殺予防ならびに健康づくりの普及推進を行う。

実施団体と行政それぞれの役割分担

NPO法人しまねコーチズ

- ・実態把握調査の実施
- ・体操プログラムの作成、テキスト類の作成
- ・研修会、出前教室、養成講習会での講師 など

島根県県央保健所

- ・関係機関との連携、実態把握調査の実施
- ・出前教室での心のケア部門担当
- ・研修会、養成講習会の開催 など

主な事業内容

- 1. 実態把握調査事業 圏域の事業所に対して健康づくりの調査を実施
- 2. プログラム作成事業 職場で簡単に取り組める体操プログラムの作成
- 3. 研修会の開催 普及啓発活動に向けたきっかけ作りとして開催
- 4. 職場への出前健康教室の開催 事業所に出向き、体操と心のケアの指導を実施
- 5. 指導者養成講習会の開催 次年度以降の継続的な普及を目的に開催

事業の主な成果

- 1. 実態把握調査事業 大田圏域の20事業所で調査を実施
- 2. プログラム作成事業 テキスト・CD・DVDの作成、配布準備
- 3. 研修会の開催 12月12日開催 参加者 78名
- 4. 出前健康教室の開催(3/16現在) 27教室の実施 参加者総数 411名
- 5. 指導者養成講習会の開催 2月19日開催 参加者 24名

~出前健康教室参加者の声~

- ・リフレッシュできた・仕事前に取り入れたい
- ・メンタルヘルスの対応法が良く分かった
- ・体を動かすことの重要性を認識できた

工夫・ノウハウ

- 1. 実態・ニーズに基づいた事業実施 実態調査を軸に事業を進めたことで、 事業所の実態やニーズに沿ったプログ ラムの開発・提供ができ、より普及に 繋がる仕組みを作ることができた。
- 2. 関係機関の巻き込み 商工会や行政など、関係機関の協力 を得て事業を実施したことで、事業所 の紹介や事業PRなど円滑に実施するこ とができた。

今後の活動方針

- 1. 出前健康教室の継続(一部有料化)
- 3. ロコモ対策事業への体操の活用

- 2. 体操プログラムの更新、健康づくりの情報発信
- 4. 他地域への発信による広域的な活動展開

「松江だんだんシェア傘」 プロジェクト協働実践事業 【NPO法人まちづくりネットワーク島根・しまね暮らし推進課】

取組の背景

- ・雨の似合う街、観光都市松江を地域の皆で演出したい。
- ・一般市民はもちろん観光にお越しいただいた方々も、誰もがどこでも 気軽に傘を借りられて、どこにでも 返せる仕組みがつくれないかと考え た。
- ・傘のリユースと傘のシェアのよる 活動を通し、市民が少ない負担で気 軽に地域貢献に参加できる仕組みを つくることで、観光都市である街と 自覚し、地元への愛着を促し、暮ら しやすい街づくりが自然に形成でき ると考える

事業概要

- ・シェア傘に使うリユース傘1万本を集める
- ・借りる・返す場所として市内200箇所に傘立てを設置
- ・「松江だんだんシェア傘」設置箇所ホームページを作成し即時更新、携帯電話・スマートフォーンでも利用できるようにする。
- ・事業所・商店・住民に協力頂き地域で続けられる体制をつくる
- ・傘の寄附、「てご」の寄附、活動費の寄附などの推進

実施団体と行政それぞれの役割分担

NPO法人まちづくりネットワーク島根

- ・傘立て設置協力者など民間への募集開拓
- ・取り組みの広報
- ・継続的実施に向けた事業内容検証 など

しまね暮らし推進課

- ・県関係施設への傘立て設置の協力依頼
 - ・団体と地域との情報交換窓口
- ・事業内容検証 など

主な事業内容

- ・JR米子支社より忘れ物傘1万本を集める
- ・借りる・返す場所として傘立てを商店街・飲 食店・会館・駐車場・バス車内・タクシー車内 へ設置
- ・「松江だんだんシェア傘」ホームページの作成及び運営。(携帯電話・スマートフォーンでも利用できるようにする)
- ・説明会、イベントを通じて、傘の寄附、 「てご」の寄附、活動費の寄附などの推進活動

事業の主な成果

- ・シェア傘用の傘1万本の寄附集め
- ・寄附傘の整備及びシール貼りをイベント(7月、9月)として、一般市民の参加を求め実行。
- ・シェア傘の設置と「てご」の説明を 商店街組合、事業所、業界団体当へ実 施

工夫・ノウハウ

- ・JRからだけでは無く、事業所に も忘れ物傘(遺失物届出済)があ り寄附頂ける様になった
- ・紙の設置場所パンフレットを作成せずホームページで随時更新するようにした
- ・維持管理の作業を細かく分解し て誰でも手伝いやすくした

◆傘の確保

①JR米子支社より年間2,000本を寄贈予定、②一般からの不利用傘の寄附募集活動 (2,000本)、③シェア傘の返却推進(設置場所の増強 250ヶ所)

◆活動資金の確保

- ①だんだんシェア傘活動支援寄附金の募集 (30万円)、②活動を通じての当会員数増強による会費収入(10名増)
- ③「てご」の浸透による「時間労力」の確保 (イベント3回)

今後の活動方針

事業名

【「中海の魅力ある文化」再発見・体験・創造事業】

取組の背景

大型公共事業中止以降、自 然再生を目標とした活動や 水質・湖岸整備・沿岸農地の 排水などに行政・専門家によ る施策が進められ、中海へ も関心が向きつつあるが、斐 伊川•日野川水系(宍道湖• 中海)をひとつの圏域と考え、 県境を低くし中海への関心を 両県協働事業で同時に行う。

事業概要

中海へは行政・専門家は関心を持っているにも関わらず、県民の関心が低いのが現状であり、斐伊川水系・宍道湖・ 中海と関連付け、関心を引くことが必要であるため、生物の養殖・収穫による環境教育、オープンウォータースイムの 開催、伝統食文化の伝承などを通じて、世代交流、全国を視野に入れた地域間交流事業を開催する。

実施団体と行政それぞれの役割分担

島根県水産センター 島根県・鳥取県 松江市牛涯学習課 松江市教育委員会

本庄公民館

技術指導・施設開放と当日参加 広報・学校への事前説明 と当日の作業補助 松江市東出雲地域振興課 地元住民学校への協力要請(東出雲おやじの会)と当日参加 東出雲の3つのエコクラブの参加募集と当日の作業補助 本庄小学校でのサポート作業補助 当日参加

鳥取県水泳連盟 自然再生センター 東出雲おやじの会 東出雲のご婦人方

ウオータースイムの審判及び運営協力 スジアオノリの養殖とゴズの昆布巻き 中海再生プロジェクト オープンウォタースイムと中海の歌 ゴズ釣りの釣り竿作りと釣り指導 ゴズの調理法指導

主な事業内容

① 環境教育スジアオノリの養殖と板ノリ加工&食の提供(試食会) スジアオノリの養殖と刈り取り、そして食の体験を通し、 資源循環と水質浄 化に果たす生物の役割を理解して、小学生との環境学習の取り掛かりとし、 生育させた、スジアオノリを試食した。スジアオノリの栞作りを行った。

②中海オープンウォータースイム2012

海、湖、河川などで3~10kmといった長距離で競う「水泳のマラソン」です。 今年は米子湾内で3kmの競技を定員100名で開催した。

③伝統食文化の伝承及び調理方法の映像記録 ゴズの釣りから始まり、保存できるように昆布巻きに調理加工する一連の 作業の流れを体験。調理方法をDVにまとめ広く周知した。

④「中海の歌」「中海の作文・論文」コンクール 参加者に①~③のそれぞれの活動をよく理解してもらい、中海の現状認 識とこれからの中海の在り方を考えてもらうため、歌・作文・論文などの募 集した。

事業の主な成果

| | 参加 人数 | マスコミ報道 例(別紙①) | アンケート |
|------------------------|-----------------------------------|----------------------------|-------|
| ①スジアオ ノリの 養殖 | 下意東・・ 50名 本庄・・17名 (4年生) | 中海TV放送 山陰中央新報 | 別紙② |
| ©ウォー タースイム | 114名(男性 93名、女性 21名) | 中海TV放送 山陰中央新報 | 別紙③ |
| ③伝統食文 化 | ゴズ釣り・・ 85名 ゴズ調理・・ 60名 | NHK松江放送 TSK放送 中海TV放送 | 別紙④ |
| ④歌・作文 論文コン クール | 歌・・応募者 21名 作文・・2名 論文・・4名 | | |

エ夫・ノウハウ

①両県担当課同行してもらい、企画・計画等から説明 するのに信用性が増した。

②地域自治力の向上を図り事業を展開するため松江 市の役割も大きかった。公民館・地域のおやじの会は 具体的な作業部分でご協力頂、スムーズな事業展開 ができた。とくに東出雲のおやじの会は、釣り場の情 報、約り竿の作成、調理作業の円滑化一式をご協力 いただいた。

③両県のNPOのそれぞれの発想力・実行力を発揮し 両県の県境を低くし交流しながら「中海の魅力ある文 化」の再発見・体験・創造を四者の協働事業で実りの ある事業とした。

④ 県境を超えて参加することがないので相手の立場 でそれぞれの事業へ参加し感動を共感でした。

今後の活動方針

中海での活動は両県の県境を超えた両県が協働し共感し、情報を共有しながら中海の自然再生を考える。 学校教育の中での環境学習の積極的展開も必要。

中山間地域で生活の利便性を高める多機能携帯端末活用促進事業 【NPO法人 結まーるプラス・島根県西部県民センター】

取組の背景

- ●日常生活を支える医療・ 公共交通・金融機関等の統 合や廃止
- ●加速度的に進行する少子 高齢化による地域の担い手 不足・環境保全活動など地 域コミュニティ機能の低下
- ●中山間地域での生活者が 必要とする条件不利地に対 応した情報の不足
- ●IT技術等の格段の進歩

事業概要

いわゆるタッチパネル的な要素で親和性の高いタブレットPCを通して、公共交通・気象・災害状況などの安全で安心な生活に必要な情報が迅速に入手できるよう支援し、タブレットPCを体験・講習できる場所と機会を設定し、高齢者やパソコンに不慣れな方が多い中山間地域で生活の利便性を高めることを目的とします。

実施団体と行政それぞれの役割分担

■ N P O:1.雇用人材管理 2.マニュアル・ツール類作成 3.体験・講習会の実施・運営

4.告知・広報

■行 政:1.石見圏域の議会事務局等多様な組織とのコーディネート 2.学生マルシェとの調整

3.事業実施及び継続に向けての様々な情報提供と対応 4.告知・広報

主な事業内容

- (1) 中山間地域で発揮できる人材育成活動
- (2) 中山間地域で生活の利便性を高めるタブレットPC操作等講習会活動

場所: さくらえサロン (JR三江線川戸駅舎内)

- (3) 石見地域の公民館等の地域活動団体の要請に応じて、出前講習会活動。
- (4) 利用促進事業の成果を高めるために、事業の状況や周辺環境についての調査・研究活動
- (5) 実施活動の成果について、周知を図り、 理解を深める「活動成果発表会」の実施

事業の主な成果

①体験・講習会(桜江) 体験者数・講習会参加者数

(目標:594名)→(成果:727名)

②出前講習会 講習会参加者数

(目標:216名)→(成果:278名)

■合計

(目標:800名) → (成果:1005名)

③学生マルシェさんとタイアップ 出荷(目標:8回)→(成果:22回) 情報発信(目標:32回)→(成果:23回)

工夫・ノウハウ

- (1) 先進事例等の調査・研究を 行ったことにより、講座内容やマ ニュアル制作など効率的に行う事 ができた。
- (2) シンポジウムや取材時など、PRできるあらゆる機会や場を使い、事業告知を行なった。
- (3) F B や、H P 等を活用し講座 の様子等を写真や文章で報告した。
- (4) 学生マルシェとのタイアップや、島根県立大学生がインストラクターとして参加してくれたことで、活動の幅が広がった。

今後の活動方針

来年度においても、活動が継続できるような方法を、情報を収集しながら、検討中です。 内容的には当事業で培ったスキルやネットワークを活かして中山間地仕様のアプリ開発を目指したい。

事業名 誰にでもやさしいウェブづくりを広める事業 【実施団体・行政担当課(所)】NPO法人プロジェクトゆうあい/島根県障がい福祉課

取組の背景

パソコンの初心者やお年寄り、 そして様々な障がい者にとって ウェブはまだ十分に配慮された ものとなっていない。

より多くの人にコンテンツや機能を使ってもらえるよう、コンテンツを提供する側である技術者や自治体職員を対象にウェブアクセシビリティの普及啓発を行う事が目的となる。

事業概要

公的機関や技術者を対象にウェブアクセシビリティの普及啓発を行う事でアクセシビリティに配慮 されたウェブを広める基盤作りを行う。

実施団体と行政それぞれの役割分担

それぞれの役割分担(箇条書き)

- ・NPO法人プロジェクトゆうあい ウェブアクセシビリティ普及啓発
- ・島根県障がい福祉課 広報・PR

主な事業内容

- ・技術者向けウェブアクセシビリティセミナー
- ・自治体向けウェブアクセシビリティセミナー (全3回・隠岐・松江・浜田)
- ・自治体含む20団体を対象としたウェブアクセシビリティ簡易診断レポート制作

事業の主な成果

- ・ウェブアクセシビリティ診断レポート(20団体分)
- ・ウェブアクセシビリティセミナー技術者向け (1回)
- ・ウェブアクセシビリティセミナー自治体向け (3回)
- ・島根県が提供するバリアフリー情報サイト「しまね福祉マップ」の診断と改修案の提案
- ・障がい者の就労機会としてユーザー評価員の 育成

<u>研修の中で確認した数値目標など、定量的な成果が</u> あればできるだけ記入してください。

工夫・ノウハウ

- ・簡易診断レポートの定形を独自 に制作する際、読み手には伝わり やすく、制作側も作業分担しやす い内容にすることで効率が上がっ た。
- ・技術者でなくとも伝わりやすい よう、語句等は知識が無くとも理 解しやすいものを選んだ。

今後の活動方針

- ・アクセシビリティ診断対象団体へのフォローアップ
- ・新規開拓に向けたPR

H24年度「しまね協働実践事業」ふりかえり評価シート【共同評価用】

| 一 | 「しまね協働夫践争来」ふりかんり評価ン一「大円評価用」 |
|-------|--|
| 事業名 | 性同一性障害を抱える子どもたちのためのジェンダーセンター開設のための人材育成事業 |
| 実施団体 | 紫の風 |
| 県担当課 | 障がい福祉課 |
| 事業の成果 | 事業の目的 ・性同一性障害についての理解が進んでいない ・誤った対応が目立っていた ・適切に対応、ケアができる人材がいない 目的の達成状況 【A: +分達成できた B: 概ね達成できた C: 不+分だった】 |
| | ・性同一性障がいの体系的な研修を県内で初めて実施できたことの意義は大きい ・学校を対象にしたアンケート調査の実施についても高い回答率で実施でき、相談体制の把握に役立った ・研修会への参加者数は予定していた人数よりも少なかったが、今後報告書の教材としての活用なども期待でき、事業目的は概ね達成できた |
| | 工夫した点・団体と県の役割分担を明確にし、それぞれの役割を果たすことが出来た・県としては教育庁などの各課との事前調整を行ったことでアンケート調査もスムーズに実施することが出来た |
| | 反省点・改善点・講習会の立上げを6月からにすればよかった・研修会への参加者が予定していた人数よりも少なかった・研修会の事前広報について、広報費などを事前に計上しておくことも大事ではなかったかと考える |
| | |
| | |

協働の効果

協働研修の効果 【A:十分効果があった (B:)概ね効果があった C:効果がなかった】

・具体的な課題を確認することでスムーズに事業にとりかかれた

中間振り返り研修の効果 【A:十分効果があった (B:概ね効果があった C:効果がなかった】

・進捗状況の確認や、今後の課題について確認することが出来た

協働の実績と内容

- ・アンケートの実施や関係各課との調整などは県側で、研修会の企画・運営や報告書の作成 などは団体側で行うことが出来た
- ・研修会の開催については講師の派遣や受付の補助など県も協力することが出来た

|協働効果 **│ 【A:**升分効果があった B:概ね効果があった C:効果がなかった】

- ・性同一性障がいについての知識やネットワークなどについては、県の方ではわからないこ とが多かった
- ・県としては発達障がいの講義等を担当することで、発達障がいの理解にもつながったと考 える

協働相手への要望事項

・特になし

協働に関する反省点・改善点

スタッフが十分にそろわなかった

│市町村との協働 │ (A:)市町村と協働した B:協働しなかった】

・松江市、出雲市に協賛を依頼した

事業の継続

| 事業成果の活用 | (A:活用される B:活用されない)

・報告書を各市町村教育委員会や児童相談所などの相談機関にも配布しており、性同一性障がいに関わる資料教材として、来年度以降も事業の効果を活用することが出来る

事業の継続状況 | **(**A.**)**継続する予定 B.継続しない】

協働による発展 (A:協働により発展できる B:協働の必要はない)

- ・信頼、ブランド効果
- ・性同一性障がいについての、一般的な理解や対応についてはまだまだ手探り状態であり、 このようなパイロット的な事業についてはNPO等との協働が不可欠と考える

制度の改善

市町村との関わり

・事業を効果的に行うためには、県や市町村の施策とNPO等の事業と目的や方向性を十分 確認し、それぞれの役割分担を行った上ですすめることが重要と考え、企画段階から参画 することが理想と考える

良かった点と残された課題

・年度が始まってすぐの事業決定であったため、当初の業務量に上乗せする形での事業実施 となったが、もう少し早い時点から調整が行われれば、年間業務量を勘案した上での事務 分掌を決定するなど準備も出来たのではないだろうか

協働の推進

NPOがする必要があること

- ・積極的にふけこんだ提言をすべき
- ・NPO、団体としての活動を着実に前に進めるためには、事業実施と共に組織的な強化を 並行して行う必要があると考える

県がする必要があること

・日頃の業務の中で各団体の活動をしっかり把握し、団体の得意分野や強みの部分をうまく 引き出して事業に結びつけられると良いかと考える

H24年度「しまね協働実践事業」ふりかえり評価シート【共同評価用】

| 事業名 | 心とからだを元気に!職場で取り組む健康づくり推進事業 | |
|-------|--|--|
| 実施団体 | 特定非営利活動法人しまねコーチズ | |
| 県担当課 | 県央保健所 | |
| 事業の成果 | 事業の目的 大田圏域は島根県の中でも壮年期の自殺死亡率が最も高い傾向にあり、心のケアも含めた健 康づくりの普及が急務とされている | |

・壮年期の自殺者割合の増加

- ・運動などに対する関心の低さ
- ・ 運動習慣の定着不足
- ・職場での健康づくりなどの取り組み不足

目的の達成状況 (A:)+分達成できた B:概ね達成できた C:不十分だった】

- ・これまで職場において体操等の取り組みが無かった事業所が、出前教室などをきっかけに 職場での体操に取り組まれ、心の健康講座によりメンタルヘルスの重要性を認識されてう つ病などの理解も深めていただけたことで、事業の目的である「心のケアも含めた健康づ くり」を普及することができた
- ・職場で容易に取り入れてもらえるよう作成された体操プログラムや出前講座により、圏域 の課題である壮年期の運動習慣定着に向けて、事業所に働きかけができた
- ・今後の事業展開に繋がるようテキスト・DVD等を作成することができた
- ・圏域の課題である壮年期の高い自殺死亡率については、すぐに効果があらわれるものではないが、体操指導と組み合わせた出前講座等により、各職場における心とからだの健康づくりの取組のきっかけとなった

工夫した点

- ・全ての事業を、実態調査で得られたデータやニーズを基に実施したことで、様々な支援 の提供が一方的にならず、事業所が求めている支援を提供することができた
- ・関係機関とのネットワークを活かすことで、事業の実施を円滑に進めることができた
- ・実態調査により、各事業所の実態やニーズに沿ったプログラムを作成した
- ・既存の事業での各機関とのネットワークを活かすことで、事業のPR等を円滑に実施した (大田圏域地域職域連携推進協議会の構成団体等を通じたPR)

反省点•改善点

・事業の実施期間が短いこともあり、いくつかの事業が日程に追われる状況にあったため、 もう少し余裕を持った事業スケジュールを構築すべきだった

協働の効果

協働研修の効果

【A: 十分効果があった B: 概ね効果があった C: 効果がなかった】

(二次募集採択事業)

中間振り返り研修の効果

《A: 十分効果があった B: 概ね効果があった C: 効果がなかった】

・中間研修により、曖昧だった細かな事業内容について明確に方針を定めることができ、現 段階での課題を認識できた(出前教室の柔軟な提供方法、次年度以降の著作権について他)

協働の実績と内容

- ・連携会議の開催(商工会との日程調整など)
- ・実態把握調査事業(20事業所へ訪問・調査の実施、事業所との日程調整)
- プログラム作成(作成に関する会議の開催など)
- ・研修会の開催(開催準備、開催案内、関係機関との連携)
- ・職場への出前健康教室(心のケア部門を担当、事業所との日程調整など)
- ・指導者養成講習会(開催準備、開催案内、関係機関との連携)
- 事業検討会の開催(円滑な事業実施に向けた打合せなど)

協働効果 (A: 計分効果があった B: 概ね効果があった C: 効果がなかった】

- ・県央保健所との協働により、心のケアも含めた健康づくりの普及を実施することができた
- ・関係機関や商工会・各事業所などとの連携や調整をスムーズに進めることができ、円滑な 事業の実施に繋がった
- ・圏域の課題である壮年期の健康づくりの推進について、体操指導の専門であるNPOと協 働することにより、心と体の双方の健康づくり事業としてより多角的に対象者へ働きかけ ができた
- ・それぞれが持つネットワークを活用し、広く事業PRができた

協働相手への要望事項

・特になし

協働に関する反省点・改善点

特になし

| 市町村との協働 |

(A:)市町村と協働した B:協働しなかった】

- ・出前教室の開催協力や、地元ケーブルテレビでの体操の放送など、協力支援をしていただ いた
- ・大田圏域地域職域連携推進協議会や大田圏域自殺予防対策連絡会の構成団体として、各市 町も参画している

事業の継続

|事業成果の活用| (【A:)活用される B:活用されない】

- ・本事業で作成した「まめで!いきいき3分体操」を様々な事業にも活用していく。
- ・テキストやCD・DVDの有償提供を実施
- ・既存の事業で活用できる(大田圏域健康長寿しまね推進会議の運動・介護予防部会での取 組、大田圏域地域職域連携推進協議会での取組、職場の健康づくり出前講座等)

事業の継続状況 (A:継続する予定 B:継続しない)

協働による発展 (A:協働により発展できる B:協働の必要はない)

- ・今回の事業は壮年期を中心とした健康づくりでしたが、今後は本事業で作成した体操プログラムや事業モデルを、より様々な世代に向けての健康づくりに活用していくことで、さらなる発展をさせていく
- ・連携して行う出前講座や働く人の健康づくり講座等を活用した講習会の継続により、圏域 内事業所へさらなる普及を図りたい
- ・健康長寿しまね推進事業の取組との連携により、地域全体への普及も図りたい
- ・ロコモティブシンドローム(運動器症候群)対策の取組にも活用したい

制度の改善

市町村との関わり

- ・地域に密着した事業を実施する場合、市町村の関わりは必要不可欠なので、事業の内容に よっては企画段階から参画してもらい、既存の事業やネットワークを活かしていただくこ とで、より良い事業の構築ができるのではないかと思う
- ・市町担当課も企画段階から参画することで、市町の既存の事業に取り入れたり、事業終了 後の活用を検討することができる

良かった点と残された課題

- ・名ばかりの協働とは違い、ただ事業を実施するだけではなく中間などでの研修が盛り込まれていることで、事業を客観的に見直したり、実施団体と県機関とが地域課題の解決に向けてより協力・協働できるような仕組みが作ってあり、とても良かった
- ・それぞれの専門性やネットワークを活かした事業が実施できた
- ・中間振り返り研修や事業報告会において、コーディネーターの助言を受けたり他団体の活動発表を聞くことで、民間と連携して事業を実施する際のポイント等について学ぶ機会となった

協働の推進

NPOがする必要があること

- ・事業をNPO側が完全に構築してから担当課に提案するのではなく、解決したい地域課題があれば積極的に相談や提案をすべきだと思う。そこから、お互いのノウハウやネットワークを活かせる事業を構築していくことが、本来の協働に繋がり、より良い協働の推進に繋がるのではないかと思う
- ・行政には無い視点や柔軟性を活かした事業実施方法について、積極的に提案して欲しい

県がする必要があること

- ・協働事業の企画段階や実施段階から、事業終了後の継続的な事業展開が見込まれるような 仕組みや計画をしていただければ、より発展的な協働事業に繋がるのではないかと思う
- ・事業実施段階から期間終了後に事業展開できるような仕組みづくりをしておく必要がある

H24年度「しまね協働実践事業」ふりかえり評価シート【共同評価用】

| H24年度 | 「しまね協働実践事業」ふりかえり評価シート【共同評価用】 |
|---------------|--|
| 事業名 | 「松江だんだんシェア傘」プロジェクト協働実践事業 |
| 実施団体 | 特定非営利活動法人まちづくりネットワーク島根 |
| 県担当課 | しまね暮らし推進課 |
| 県担当課 事業の成果 | ■ 事業の目的 ・雨の似合う街、観光都市松江を地域の皆で演出したい ・一般市民はもちろん観光にお越しいただいた方々も、誰もがどこでも気軽に傘を借りられて、どこにでも返せる仕組みがつくれないかと考えた ・傘のリユースと傘のシェアのよる活動を通し、市民が少ない負担で気軽に地域貢献に参加できる仕組みをつくることで、観光都市である街と自覚し、地元への愛着を促し、暮らしやすい街づくりが自然に形成できると考える 目的の達成状況 【A: 十分達成できた (B) 概ね達成できた (C: 不十分だった】 ・計画当初寄附いただく傘の本数が変更となり、一気に予定箇所に配布できない状況となったが、松江市などからの傘寄附先が見つかり次年度以降の傘確保の道筋が出来た・設置箇所からの協力や紹介、不良傘の廃棄や移動など協力体制が広がりだしてきた 工夫した点 ・商店会において説明会を実施・松江市営バスやタクシー会社への参加協力要請・事業所にPRするため、商工会議所「しょほう」にてチラシを配布した(3,500枚)・JR松江駅との会議を継続した・松江市からの傘の寄贈、市営バスから傘の寄贈、会館等からの傘の寄贈 反省点・改善点 ・行政や大企業などの決裁には3ヶ月・半年などの時間が掛かることを経験した、スケジュール感を共有することを知った・一般市民から傘の寄附を当初から盛り込めばよかった ・25年度からは、イベント、開催、イベント参加)に合わせ、不要になった傘の寄附募集を広く勧め同時にシェアすること・リユースすること・物を大切に使うことなどを住民層に広めて行きたい |

協働の効果

協働研修の効果

【A: 十分効果があった B: 概ね効果があった C: 効果がなかった】

(二次募集採択事業)

中間振り返り研修の効果 / (A:) 十分効果があった B: 概ね効果があった C:効果がなかった】

・事業の遅れに対する対策、代替案など検討する良いきっかけとなり軌道修正できた

協働の実績と内容

- JRとの協議には常に出席いただき、プロジェクトの信頼性を高めることが出来た
- ・行政施設の交渉窓口や管理窓口などの紹介等なかなか掴めない所をスムーズに進めること が出来た

協働効果 (A:)→分効果があった B:概ね効果があった C:効果がなかった】

- ・県との協働であったから JR からの忘れ物傘の寄贈が実現したものであり、本事業が前例と なり次年度以降も2,000本の寄贈の内諾を得ることが出来て継続可能になっている
- ・民間のシェア傘設置等も行政関係に設置できたのも行政との協働だから早期から理解し協 力いただけた

協働相手への要望事項

- ・今回は「しまね協働実践事業」の採択が通ったから、協働が出来て資金も確保できたが、 採択なしには協働は出来ないものなのか
- ・NPOなどの活動に相談や紹介・アドバイスなど協働してもらう為にはどのようなスタン スでノックすればいいのかがわからない

協働に関する反省点・改善点

- ・県のNPO推進室等へ相談をしに行く事をもっと早期にしておけば良かった
- ・各課が何をしようとしているのか、縦割りの別れ方を理解して事前調査と計画を明確にし ておかないと話が進まない(事前調査に協力してもらえるように信用とコネクションを確 立することが第一)

市町村との協働 (【A:)市町村と協働した B:協働しなかった】

・この事業のエリアが松江市内であった為松江市市民生活相談課と協働し、会議への参加・ イベントへの協力・傘の寄付・関係機関への紹介・諸団体への説明依頼など大変助かった

事業の継続

| 事業成果の活用 | (A:)活用される B:活用されない]

・現在の傘立て設置68箇所や市営バス57台の計125ヶ所に設置したことにより、松江 市内では常識に出来ると信じて進めている。このシェア傘のインフラが整えば住民との協 働状態へ進み物質的に循環型のモデルとなり、市民のおもてなしの心の情勢に繋がり郷土 愛へ繋がる

事業の継続状況 (【A:)継続する予定 B:継続しない】

協働による発展 【A:協働により発展できる B:協働の必要はない】

制度の改善

市町村との関わり

良かった点と残された課題

・県と市の協働を依頼でき、人間関係が出来ましたが、担当者が移動された時どのように引き継がれていくのか心配

協働の推進

NPOがする必要があること

・活動を通して団体の信用と信頼を築いてゆく事が第一であり、そのためには行財政のこと やビジネスなど知識のレベルアップが必要

県がする必要があること

- ・複数の部署が絡む時の考え方の整理と、予算がどうなるかの考え方をNPO側にも教えてほしい。
 - ・予算が県の本来事業予算の場合
 - ・補助金が部署に上乗せになって予算がある場合
 - ・NPOの予算で協働する場合
 - ・担当課、担当者により契約のかたちが、「委託」「補助」と違った見解があるが、委託事業は税法上、収益事業となる。→統一して「補助事業」扱いとなるよう協働課に通知して欲しい

H24年度「鳥取・島根広域連携協働事業」ふりかえり評価シート【共同評価用】

| 事 業 名 | 「中海の魅力ある文化」再発見・体験・創造事業 |
|-------|--|
| 実施団体 | 特定非営利活動法人中海再生プロジェクト 特定非営利活動法人自然再生センター |
| 県担当課 | 鳥取県西部総合事務所 島根県環境政策課 |
| 事業の成果 | 事業の目的 |
| | ・大型公共事業中止以降、自然再生を目標とした活動や水質・湖岸整備・沿岸農地の排水などに行政・専門家による施策が進められ、中海へも関心が向きつつあるが、斐伊川・日野川水系(宍道湖・中海)をひとつの圏域と考え、県境を低くし中海への関心を両県協働事業で同時に行う |
| | 目的の達成状況 (A:)十分達成できた B:概ね達成できた C:不十分だった】 |
| | ・事業を行う以前は、各々のNPOが単独で主に会員等向けに行っていたイベントが多く、 対象が限定されていたが、行政との連携でお互いの長所や強みを活かし、さらには県境を 超えて行うことで、両県民に広く伝わり、中海が両県にまたがる貴重な汽水湖であること が意識付けられた |
| | ・これまでも島根・鳥取両県で共同事業に取り組んでいるが、新たな事業を行うことにより 更なる協働を図ることができた |
| | 工夫した点 |
| | ・単なるイベントではなく、今後、助成金がなくても次に繋がる事業・環境教育として実施 した点。また、審査会でご指摘いただいた「どうしたら事業目的が達成させられたか分か るのか?」という点は、すべての事業ごとにアンケートをとったことで、事業実施前と実 施後の比較ができたことから、示すことができたと考えている。また今後取り組むべき課 題も見えた |
| | 反省点•改善点 |
| | ・「中海の歌」「中海の作文・論文」コンクールに関して、応募は少なかった。学校に直接お願いするなど、公募方法をもう少し考慮することが必要であった・論文コンクールの応募が少なかったが、テーマの設定など事業の実施手法についてもうりし具体的に検討したうえで実施の判断を行うべきだった |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

協働の効果

- ・事業の中間で協議でき、中だるみすることなく役割分担を確認できた
- ・講師を招いての研修は四者が志気再度高めるためにも有意義だった
- ・協働の意義などを委託団体と共有できた

中間振り返り研修の効果 【A:十分効果があった (B:概ね効果があった C:効果がなかった】

- ・直接的な行政の担当課だけではなく、ほかの課との協働(協力)も役割分担として見え、 余裕がでた
- ・改めて全体の作業スケジュールの確認を行うことができた

協働の実績と内容

- ・島根県水産センターとは、技術指導・施設開放・当日の作業補助、島根県・鳥取県の担当者の方には、広報・学校への事前説明・当日の作業補助を行っていただいた
- ・オープンウオータースイムでの海藻料理試食
- ・ゴズ釣りとゴズ料理の記録、DVD作成など

「協働効果」 **【**A:升分効果があった B:概ね効果があった C:効果がなかった】

- ・両県の行政と連携して協働することにより、NPO独自では実現できなかった小学校での 環境教育が行えたことが、今回の事業の大きな成果の一つと考える
- ・実施地域の行政との連携から、地元住民の方々ともつながり、そして報道でも大きく取り上げられる結果となった。これは行政が関わるということでNPOには足りない信頼性が大きく影響したと考える
- ・行政単独では実施しにくい事業内容であったが、NPO法人と協働することにより、事業 に取り組むことができた

協働相手への要望事項

・県の関与が必要な部分については、早めに連絡を入れて欲しかった

協働に関する反省点・改善点

- ・2つのNPOの得意な役割分担で行ったのは良かったが、それ以外では任せっきりになり 相手側の事業に関わりが薄かった
- ・もう少し広報に協力すべきであった

| 市町村との協働 (A:)市町村と協働した B:協働しなかった]

- ・ゴズの昆布巻き作り、スジアオノリの養殖では、東出雲町支所に、小学校や地域のエコクラブの子ども達とのコーディネートをお願いして実施したので、実際に動くところがNPOにあまりなく負担が軽かった(ゴズ釣りの竿作成→釣りの指導・監視→調理)
- ・協力いただいた方々のアンケートに、自分たちにもプラスになったと回答いただいた

事業の継続

事業成果の活用 (A:)活用される B:活用されない]

・小学校や地域のエコクラブとの繋がりができた事、また事業実施後のアンケート結果から、 中海への環境教育の必要性を感じ、今後も継続していく予定

事業の継続状況 (A:継続する予定 B:継続しない)

| 協働による発展 | 【A:協働により発展できる B:協働の必要はない】

- ・ 県や市町村と協働することにより、NPOには足りない信頼性、また水産の専門的な技術 指導が得やすく、今後も協働して、環境教育を進めていきたい
- ・事業内容を公のものとして一般市民にも広く周知できる

制度の改善

市町村との関わり

- ・市町村には、地元の市民の方々との良好な関係を築く、橋渡しをしていただきたい
- ・協働パートナーとしての参加

良かった点と残された課題

- ・NPOの信頼性が増した点はよかったが、事業の開始時期を早めて欲しい
- ・事業の採択までに時間がかかるため、団体の希望する時期からの実施が難しかった

協働の推進

NPOがする必要があること

- ・縦割りのためか他の課が何をしているのかご存知でない事が多かったので、担当課という 直接的な課だけではなく、他の課とも情報を共有し、1つの課だけではなく色々な課と協働 していく必要がある
- ・平素から行政担当者と意見交換を行うこと
- 自主財源の確保

県がする必要があること

- ・行政の中でも情報を共有しあって、他の課の方もその課の特徴を活かした方法で、積極的 に事業に関わってきて欲しい
- ・日ごろから各団体との意見交換を行うなど、普段からコミュニケーションを密にしておく ことが大切であると思う

| 事業名 | 「地域社会雇用創出協働事業」ふりかえり評価シート【共同評価用】 中山間地域で生活の利便性を高める多機能携帯端末活用促進事業 |
|-------|---|
| 実施団体 | 特定非営利活動法人結ま一るプラス |
| 県担当課 | 西部県民センター |
| 事業の成果 | 事業の目的 ・日常生活を支える医療・公共交通・金融機関等の統合や廃止 ・加速度的に進行する少子高齢化による地域の担い手不足・環境保全活動など地域コミュニティ機能の低下 ・中山間地域での生活者が必要とする条件不利地に対応した情報の不足 ・I T技術等の格段の進歩 |
| | 目的の達成状況 【A: 十分達成できた B: 概ね達成できた C: 不十分だった】 ・設定した数値目標をほぼ達成することができた ・内容的にも、多くの方々から、良い評価を得ることができた ・提案団体としては、講座の開設が多くの方から良い評価を得ており、十分に目的を達成したと言える ・一方で、提案団体が望む規模の事業継続、中山間地域での生活機能を補完するアプリケーションの開発に向けた対応、市町村との協働について、協働者としての役割を果たすことができなかった |
| | 工夫した点 ・「学生マルシェ」とのタイアップを行う事で、今後の事業展開の可能性を探った ・事前に、先進事例や成功事例などの情報を収集し、調査・研究を行ったことにより、講座内容や、マニュアル制作、体制作りなど効率的に行う事ができ、また今後の事業展開の可能性も探ることができた ・都会地で島根県産品を販売する学生団体とのタイアップを行うことによって、零細農家の販路拡大につながる効果的な情報発信や出荷管理の可能性を探った ・石見地域各市町の議会事務局へ事業紹介した |
| | 反省点・改善点 ・次年度当初から本事業と同規模の事業が継続できる状況の確保 ・市町村との協働体制の構築 |

協働の効果

- ・県との協働意識が高まった
- ・他グループの活動内容を知ることができ、良い刺激になった
- ・講師の話が大変勉強になった
- ・講師からの助言によって、事業実施にあたって工夫できた(石見地域各市町の議会事務局 へ事業紹介)
- ・目標が明確になった

中間振り返り研修の効果

(A:) 分効果があった B:概ね効果があった C:効果がなかった】

- 告知、広報活動の徹底
- 石見地域の議会事務局への案内
- ・数値目標の確認と、達成のための努力
- ・事業広報活動の徹底 (石見地域各市町の議会事務局へ事業紹介)

協働の実績と内容

- •告知、広報活動
- 担当者募集
- ・ 出前先の確保
- ・学生マルシェとのタイアップ
- ・事業の継続性検討のための情報収集(来年度の模索)
- ・ターゲットを明確にして、一般・行政向けとそれぞれの得意分野を駆使した事業広報
- 事業計画、運営

「協働効果 **(**A:) →分効果があった B: 概ね効果があった C:効果がなかった】

- ・活動エリアが、石見全域に広がった
- ・公民館、議会、商工会、高齢者施設、民間グループと、多様な団体からの要請を受けることができた
- ・来年度の事業実施に向けての情報が多く集まり、可能性が広がった
- ・事業の実施方法・プレゼンテーション等行政機関では得られない手法等に触れることができ、大変参考になった

協働相手への要望事項

・特になし

協働に関する反省点・改善点

- ・総務的(人材雇用、社会保険、経理等)な面が弱いので、もっと勉強し、努力をしなければならないと思った
- ・担当者だけの対応に終始したため、もっと組織として事業対応すべきであった
- ・当初提案時の事業目標を厳しく設定しており、事業継続・アプリケーション開発・市町村 との協働に向けた各方面へのアプローチが不十分だったこともあって、中期的期間を十分 に見据えた実現性の高い計画を策定すべきであった

|市町村との協働| 【A:市町村と協働した (B:協働しなかった】

事業の継続

|事業成果の活用 **| (【A:)**括用される B:活用されない】

- ・規模は、縮小となるかもしれないが、今回の事業を行う事によって得ることができたスキ ルや情報、人脈などは当NPOにとって、とても大きな財産となった
- ニーズが把握できている
- ・通信環境・説明マニュアルなど講座実施環境整備できている

|事業の継続状況| **(【A:**)継続する予定 B:継続しない】

協働による発展

【A:協働により発展できる B:協働の必要はない】

- ・中山間地域や、高齢者に適したアプリ開発
- ・NPOで講座の継続実施によって、幅広く事業への理解が得られ、行政として期待した生 活機能の維持を図る仕組みづくりにつながる

制度の改善

市町村との関わり

・行政機関の協働事業事業者として市町村は必要不可欠である

良かった点と残された課題

- ・形式や建前だけではなく、本来の「協働」事業を実践できたことは、とても素晴らしかっ たと思う。これは、多分に協働相手となる部署や担当の方の意識によっても大きく異なっ てくることと思う
- ・課題としては、NPOの提案を受けて、県とNPOとの協働だけの事業構築ではなく、多 様な団体とともに地域課題の解決を図る仕組みが必要

協働の推進

NPOがする必要があること

「協働」は、目的ではなく、あくまでも「手段」であるため、NPO活動や、個々の事業そ のものの目的を、しつかりと自覚していく必要があると思う

県がする必要があること

- ・お世辞ではなく、県は、この協働事業だけでなく、これからの時代に求められる、非常に 重要で、先進的な事業に次々と取り組んでいる。この事業も、他の自治体が、今後大いに 見習って行くことと思う
- ・NPOの活動と県の活動が一体的になるような施策展開に取り組む必要がある

H24年度「地域社会雇用創出協働事業」ふりかえり評価シート【共同評価用】

協働の効果

協働研修の効果

(【A:)十分効果があった B: 概ね効果があった C:効果がなかった】

- ・相互の理解が深まった
- ・他事業の状況や講師からの助言により、事業計画を具体的にたてることができた

中間振り返り研修の効果

(A: 十分効果があった B: 概ね効果があった C: 効果がなかった)

- ・予定どおりに事業を進めることができた
- ・中間での経過を確認し、当初の計画を詳細につめることができた

協働の実績と内容

- ・県には、ウェブアクセシビリティセミナー実施にあたって、市町村などへ参加の呼びかけ をしていただいた。また、20の診断においても呼び掛けをしてもらった
- ・実施団体ではウェブアクセシビリティ診断の人材育成、自治体のウェブアクセシビリティ 簡易診断、ウェブアクセシビリティセミナー開催、啓発パンフレット作成を実施、当課に おいてはセミナー開催や自治体のウェブアクセシビリティ簡易診断の診断実施にかかる調 整・広報を実施し連携した

協働効果 (A: 計分効果があった B: 概ね効果があった C: 効果がなかった】

- ・自治体等への呼びかけにおいては、多大な信用力があった
- ・実施団体においてはウェブアクセシビリティについてこれまでも活動実績があり、診断員 等の育成やウェブアクセシビリティセミナー開催もスムーズに行えた
- ・ウェブアクセシビリティ診断についても柔軟に対応できた

協働相手への要望事項

・進行管理についても情報交換を十分に実施したい

協働に関する反省点・改善点

・本事業に関係する県各課あるいは市町村関係課へ随時資料配付

市町村との協働

(A:)市町村と協働した B:協働しなかった】

・診断の実施において、診断サイトをどこにするなどの協議を行った

事業の継続

|事業成果の活用 ┃ **(**A:)活用される B:活用されない】

- ・今後も、診断を有償として広めていきたい
- ・本事業により育成された診断員等により、民間事業等へウェブアクセシビリティ診断につ いて広報することでウェブアクセシビリティ促進を一般に波及できる

事業の継続状況 【A:継続する予定 B:継続しない】

協働による発展

【A:協働により発展できる B:協働の必要はない】

- アクセシビリティ診断を自治体を通じて広めていく
- ・事業実施の具体案はまだないが、ウェブアクセシビリティについては教育、産業等多方面 での協働ができる

制度の改善

市町村との関わり

- ・実施にあたって、企画段階から協議を進める
- ・市町村の参画が必要と思われる事業については、企画段階からお互いの意思疎通を図るべきである

良かった点と残された課題

- ・県ではない他の視点からの課題について、県のみでは事業実施までにはいたらなかったと 思われる事業を実施することができる
- ・事業採択の時から関わりをもつと思われる課の出席を求めるようにする

協働の推進

NPOがする必要があること

- ・NPOの得意分野を行政に周知していく
- ・事業目標を具体的にたてる必要があると思われる

県がする必要があること

- ・NPOの特徴や得意分野を把握していくこと
- ・複数の課に関係する事業内容になる場合が多く、県としての事業方針・目標をまとめる調整役が実働できる体制をつくる

平成24年度に島根県で募集する協働実践関係事業の一覧

~ 県と協働して地域課題の解決を図る事業提案を募集します ~

島根県NPO活動推進室

| | Т | T | 島根県NPO活動推進室 |
|----------------|--|---|--|
| 事業名 | しまね協働実践事業 | 鳥取·島根広域連携協働事業 | 地域社会雇用創出協働事業 |
| 実施テーマ | テーマは自由 | テーマ『鳥取・島根の広域連携による地域課題の解決』 | テーマは自由 |
| 実施主体 | L | まね社会貢献基金登録団の | 体 |
| 事業費等 | ·1事業あたり上限 1,000千円 ·3事業程度を採択予定 | ·1事業あたり上限 4,000千円 ·1事業程度を採択予定 | ・1事業あたり上限 3,500千円・2事業程度を採択予定 失業者を雇用し、地域課題の解決に向けた事業を実施するもので、新規雇用失業者の人件費相当額が全体事業費の2分の1以上 |
| 事業要件等 | (共通) ・提案団体は応募しようとする提案事業に関係する事業担当課と事業内容について事前に協議し、互いに合意した内容により提案団体が応募する (個別) ・委託事業または補助事業(鳥取・島根広域連携協働事業は委託事業) ・対象経費は人件費、報償費、旅費、材料費・消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料・賃借料等。備品購入費は対象外・県から委託する場合は、事業費の間接経費(研修経費、県との打合せ経費、参考図書購入費、事業活動PR費、事務用品費、可能差別を設定した。 ・透託事業・対象経費は人件費(賃金、通勤手当等の諸手当、社会保険電話代等)を3割まで認める ・協働実践研修(事業開始前すりあわせ研修、中間ふり返り研修) 及び事業報告会に参加する (個別) ・雇用の対象者は、平成23年3月11日以降に離職した失業者であることとし、東日本大震災の必災求職者を優先的に雇用する。ととい、東日本大震災の必災が職者を優先的に雇用する。ととい、東日本大震災の必災が職者を優先的に雇用する。ととい、東日本大震災の必災が、財際と関係では、対象経費は人件費(賃金、通知・対象経費は人件費(賃金、通知・対象経費は人件費(賃金、通知・対象経費は人件費(賃金、通知・対象経費は人件費(賃金、通知・対象経費は人件費(費金、通用・記書、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料(保証・対象のシンタル・リースで対応できない場合)等・新規に雇用する失業者の雇用・就業期間は1年以内。人件費相当額は全体事業費の1/2 | | |
| 募集期間 | 3月16日(金)~4月20日(金) (必着) | 3月21日(水)~4月20日(金) (必着) | 以上 3月16日(金)~4月20日(金) (必着) |
| 応募方法等 | 提出 | ホームページからダウンロード 「審査委員に対しプレゼンテー | し記載。NPO活動推進室に ・ションを公開で行った上で選 |
| 提出先 (お問合せ先) | 島根県環境生活部NPO活動推設メール: npo@pref.shimane.lg.jp | 進室 TEL 0852(22)5096 FA) ホームページ∶http://www.pref | X 0852(22)5098 .shimane.lg.jp/npo/ |

平成 24 年度 しまね協働実践事業

募集

NPO法人やグループの自由な発想で、島根県と協働して地域課題の解決を図り、住みよい地域づくり活動を実施していただける事業提案を募集します。

1 募集事業の内容

提案者が自由にテーマを設定し、県と協働で取り組むのに相応しい事業についての提案であること。公共性、公益性が高く、地域社会への貢献が期待されるものであること。

地域振興に資するモデル性を有するものであること。

提案者自らが実施するものであること。

ここでの協働とは、「提案者と県が、共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相 互に活動すること」をいいます。

2 応募資格

島根県内のNPO法人又は住民グループ(個人は対象外)で、しまね社会貢献基金の登録団体であること。

3 事業応募の条件

- ・協働の円滑な実施のため、提案団体は事業担当課と提案事業内容について事前に協議し、双方で合意した事業内容により提案団体が応募してください。
- ・1団体が応募できる件数は1事業とし、実施期間は平成24年度とします。

4 募集期間

平成24年3月16日(金)~4月20日(金)(必着)

5 対象となる経費の内容及び金額

・事業実施のために必要な経費(備品の購入費を除く)を対象とし、一事業あたり上限 100万円

6 審査及び採択

- ・選考は、民間の委員を主体にした委員会により公開で行います(5月中旬を予定)。
- ・採択事業数は、概ね3事業程度を予定しています。

7 応募方法

- ・「事業提案書」(下記ホームページよりダウンロード)及び添付書類を、下記窓口に提出してください。
- ・詳しくは、「平成24年度しまね協働実践事業募集要項」をご覧ください。
- ・「事業提案書」の作成について疑問な点があれば、窓口にご相談ください。http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/ 島根県NPO活動推進室ホームページ

提出先相談窓口

島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室 〒690-8501 松江市殿町1番地

Tel 0852-22-5096 Fax 0852-22-5098

E-mail npo@pref.shimane.lg.jp

平成24年度「しまね協働実践事業」募集要項

1. 趣旨

島根県では、島根県県民いきいき活動促進条例(平成17年3月25日島根県条例第37号)により、県民活動の促進と県行政における協働を推進していくこととしています。

この事業は、NPO法人・住民グループなど様々な主体との協働を推進するため、NPO等が自由にテーマ(課題や目標)を設定した、県と協働する事業の企画提案を募集し、地域課題を共有し役割分担を明確化した実践的な協働事業を実施するものです。

NPO等が持っている発想力・実行力と、互いの長所や強みを活かすことにより事業の相乗効果の高まりや地域自治力の向上を図るとともに、先駆的な取り組みとして広く紹介することにより、県内への波及効果を期待し地域活性化及び地域の自立に資することを目的とします。

2. 応募資格者

島根県内のNPO法人・住民グループ(個人は対象外)で、しまね社会貢献基金の登録団体であること。

3. 募集事業及びテーマ

提案者の自由な発想で、提案者と県が協働で取り組む事業について事業提案を募集します。

ここでの協働とは、「提案者と県が、共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、 自立した対等な立場で相互に協力して活動すること」をいいます。

- (1)1団体が応募できる件数は、1事業とします。
- (2) 実施期間は、平成24年度とします。

4. 事業応募の条件

(1)事業担当課との事前協議の実施

協働の円滑な実施のため、提案団体は応募しようとする提案事業に関係する事業担当課と事業内容について事前に協議し、互いに合意した事業内容により提案団体が応募してください。協議にあたり、課題の共有化、課題解決目標、役割分担等について、合意形成を図るよう留意してください。

なお、事業担当課が不明な場合は、提出先・相談窓口(本要項7に記載)にご相談ください。

(2)募集事業の基本的な条件

公共性、公益性が高く、地域社会への貢献が期待されるものであること。

協働による事業の相乗効果の高まりや地域自治力の向上が期待できること。

先進性に富むとともに創意工夫が凝らされ地域振興に資するモデル性を有するものであること。

提案者自らが実施するものであること。

他の助成金の活用など既存の制度により対応することができないものであること。

既に当事業を活用した事業でないこと。

宗教活動や政治活動を目的とした事業でないこと。

特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業ではないこと。

5.対象となる経費及び金額

(1)対象となる経費

事業実施のために必要な経費とし、直接事業執行に係る人件費(スタッフ等賃金) 報償費(講師等謝金) 旅費(交通費) 材料費及び消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料(備品のリース料を含む)等を対象とします。ただし、備品購入費等は対象外とします。

なお、事業採択後「協働に関する研修」(事業開始時と中間の2回)にご案内しますので、参加いただきます。また、県から委託で実施する事業については、間接経費(研修経費、県との打合せ経費、参考図書購入費、事業活動PR費、事務用品費、電話代等)を直接事業費の3割を上限として認めます。人件費及び報償費については、下記の金額を上限とします。

| | 区分 | 1人当たり単価 |
|---|-------------|-----------------------|
| 人 | 事業を運営するスタッフ | 8,475円/日 |
| 件 | アルバイト等 | 6,000円/日 |
| 費 | 有償ボランティア | 5,168円/日(最低賃金646円/時間) |

| 報償費 | 研修会等 | 大学教授・准教授級 6,300円/時間 |
|---------|----------------|--|
| | | その他(専門的知見を要する場合) 5,100円/時間 |
| | | その他 3,000円/時間 |
| (講師謝金等) | 大規模な講演会等 | 県外講師 100,000 円/回 県内講師 50,000 円/回 |
| | | (上記では招致できない著名な講師や、講義内容が高度・特殊な場合) |
| | コーディネーター・ パネラー | 県外講師 50,000円/回 県内講師 25,000円/回 |
| 等 | | (シンポジウム等、コーディネーターとパネラーの役割に大きな格差がある場合は、適宜 |
| | | 単価差を設けること) |

なお、事業の内容によっては、利用に係る料金収入を設定するなど提案団体に負担を求めることがあります。 (2)金額

一事業あたり100万円を上限とします。(県から委託又は補助)

6. 募集期間

平成24年3月16日(金)~4月20日(金)(必着)

7. 応募方法

「事業提案書」(様式1)(様式:下記ホームページからダウンロード)及び添付書類を、下記の提出先・相談窓口に提出してください。また、「事業提案書」の作成等について疑問な点がある場合も、提出先・相談窓口にご相談ください。

http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/ 島根県NPO活動推進室ホームページ

(1)提出先・相談窓口

| +13 山 /+ | 島根県環境生活部環境生 | 活総務課 NPO活動推 | 進室(県庁本庁舎6階) |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------------------|
| 提 出 先 相談窓口 | 〒690-8501 松江市殿町 | 1番地 | |
| 作政总口 | Tel: 0852-22-5096 | Fax: 0852-22-5098 | E-mail:npo@pref.shimane.lg.jp |

8.審査

- (1)事業提案の企画について、NPO活動推進室から電話等で内容の確認をさせていただきます。必要に 応じ提案の内容について、ヒアリングを行います。
- (2)選考は、民間の委員を主体にした審査会(5月中旬を予定)により行います。審査会は公開とし、企画内容 についてのプレゼンテーションを行っていただきます。

9.採択·決定

- (1)事業採択は、公開審査会で決定します。なお、採択事業数は、概ね3事業程度を予定しています。
- (2)採択した事業については、実施方法・執行額などについて条件を付す場合があります。
- (3)委託又は補助額については、審査会の後に経費の内容等を精査の上決定します。

10. 事業の実施

採択・決定された事業は、提案団体に事業を委託し、実施することを基本としますが、事業の内容によっては補助事業として実施していただきます。

また、実施に当たっては、事業担当課、NPO活動推進室、関係の地方機関等及び市町村等関係機関と緊密に連携をとりながら実施していただきます。

11.事業実施後の事業評価

事業実施後は、事業実施団体と県の担当課に対し、アンケート方式による事業の自己評価や意見交換等の 検証作業を実施するとともに、共同評価シートを作成していただきます。

また、検証会等で事業の事例発表を予定しておりますので、ご協力をお願いします。

12.情報公開

採択された事業の内容については、その概要をホームページ等により広く公表します。 また、事業の実施状況等を、協働事業の事例として広く紹介します。

しまね協働実践事業審査委員名簿

| 区分 | 氏 | 名 | 職業・所属団体・役職 | 備 | 考 |
|------------------------|-----|----|-----------------------------|---|---|
| 学識経験者 | 福田 | 龍太 | 公認会計士 | | |
| 个 类朋 <i>(</i> 2 | 藤原 | 秀晶 | 山陰中央新報社論説委員会特別委員 | | |
| 企業関係者 | 南木 | 憲治 | 中国労働金庫島根県営業本部 | | |
| 日 休 乃 7 (| 坂根 | 尚美 | 川本町政策推進課情報政策係長 | | |
| 団体及び市町村 | 樋口 | 和広 | 公益財団法人 ふるさと島根定住財団石見事務所所長 | | |
| 県庁職員 | 三王寺 | 由道 | 島根県環境生活部参事 | | |

「しまね協働実践事業」の審査基準

| 審査項目及び配点 | 審査の視点 |
|---------------------|------------------------------|
| ①提案事業の目的・目標 | ・提案事業の目的・目標は明確かつ妥当か |
| (10点) | ・提案事業は公共性・公益性が高いか |
| ②協働の相乗効果 | ・提案団体と行政とが協働することによって、単独で行うより |
| (20点) | もより高い相乗効果が上げられるか |
| ③団体と行政の役割分担 、スケジュール | ・提案団体と行政の役割分担は明確かつ妥当か |
| (20点) | ・事業実施のスケジュールは適正かつ妥当か |
| ④提案事業の先進性・実効性 | ・提案事業は創意工夫が凝らされ、先進性を持っているか |
| | ・提案事業は地域振興に資するモデル性を有するか |
| (10点) | ・提案事業は効果的で具体性があり、実行可能なものか |
| ⑤団体の事業遂行能力、予算の妥当性 | ・提案団体自らが、事業を実施するか |
| | ・提案団体には、事業を練り上げて遂行していく能力があるか |
| (4.0 F) | ・予算規模・内容は妥当なものであって、参加者負担金などの |
| (10点) | 財源は適当か |
| ⑥地域社会への貢献度、地域自治力の向 | ・提案事業は、地域社会への貢献度が高いか |
| 上、事業実施後の継続性 | ・提案事業は、地域の主体的な取り組みとなり地域自治力の向 |
| | 上に繋がるか |
| | ・提案団体は、助成終了後も事業を継続(展開)していく方策 |
| (20点) | があるか |
| ⑦プレゼンテーション | ・プレゼンテーションにおいて、事業を的確に熱意を持って説 |
| (10点) | 明したか |
| 合計点(100点) | |

鳥取 島根広域連携協働事業 提案募集

鳥取・島根両県と協働して両県共通の地域課題の解決を図る事業提案を募集します。

鳥取・島根両県では、経済団体や行政を中心として県境を越えた広域的に連携する取り組みが進められています。この事業は、両県共通の地域課題に対し、NPO等から県と協働する事業の企画提案を募集し、両県の行政・NPO等の連携により地域課題の解決を図る実践的な協働事業を実施するものです。

NPO等が持っている発想力・実行力と互いの長所や強みを活かすことにより、事業の相乗効果の高まりや地域自治力の向上を図るとともに、両県の連携強化、県境を越えたNPO等の連携促進を目指します。

両県域に共通の地域課題の解決を図る協働事業の提案をお待ちしております。

1 募集事業の内容

事業提案は、「鳥取・島根の広域連携による地域課題の解決」をテーマとし、提案団体と鳥取・島根両県が協働で取り組む事業についての提案であること(提案分野に制限はありません)。

公共性、公益性が高く、両県の地域課題の解決につながり、両県の地域社会への貢献が同等程度に期待されるものであること。

両県の官民相互の連携促進にモデル性を有し、効果が高いものであること。

提案団体自らが実施するものであること。

2 応募資格

・鳥取県内のNPO法人・住民グループ(以下「NPO等」)と島根県内のNPO等の共同体。 ただし、島根県内のNPO等については、しまね社会貢献基金の登録団体であること。

3 事業応募の条件

- ・協働の円滑な実施のため、提案団体は応募しようとする提案事業に関係する事業担当課と事業内容について事前に協議し、互いに合意した事業内容により提案団体が応募してください。この事前協議については、事務局で事業担当課の選考、協議日程等の調整をしますので、事務局へご連絡ください。
- ・1団体が応募できる件数は1事業とし、実施期間は平成24年度とします。

4 募集期間

平成24年3月21日(水)~4月20日(金)(必着)

5 対象となる経費の内容及び金額

事業実施のために必要な経費(備品の購入費を除く)を対象とし、1事業あたり上限400万円 (鳥取・島根両県からそれぞれ1/2の額を委託又は補助)

6 審査及び採択

- ・選考は、民間の委員を主体にした公開審査会(5月中旬を予定)で行います。
- ・採択事業数は、1事業程度を予定しています。

7 応募方法

・「事業提案書」(下記ホームページよりダウンロード)及び添付書類を、下記のいずれかの事務局(相談窓口・提出 先)へ提出してください。

鳥取県ホームページ: http://www.pref.tottori.lg.jp/kyoudou/ 島根県ホームページ: http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/

・関心のある方、応募をご検討される方は、まずは事務局にご相談ください。

事務局(相談窓口・提出先)

| 鳥取県 | 鳥取県未来づくり推進局鳥取力創造課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目 2 2 0 番地 Tel: 0857-26-7594 Fax: 0857-26-8129 E-mail: tottoriryoku@pref.tottori.jp |
|-----|--|
| 島根県 | 島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室 〒690-8501 松江市殿町1番地 Tel:0852-22-5096 Fax:0852-22-5098 E-mail:npo@pref.shimane.lg.jp |

平成24年度「鳥取・島根広域連携協働事業」募集要項

1. 趣旨

鳥取・島根両県の連携については、経済団体や行政を中心として県境を越えた広域的な取り組みが進められています。この事業は、両県共通の地域課題に対し、NPO等から県と協働する事業の企画提案を募集し、両県の行政・NPO等の連携により地域課題の解決を図る実践的な協働事業を実施するものです。

NPO等が持っている発想力・実行力と互いの長所や強みを活かすことにより、事業の相乗効果の高まりや地域自治力の向上を図るとともに、両県の連携強化、県境を越えたNPO等の連携促進を目指します。

2. 応募資格者

鳥取県内のNPO法人・住民グループ(以下「NPO等」という)と島根県内のNPO等の共同体。 ただし、島根県内のNPO等については、しまね社会貢献基金の登録団体であること。

3.募集事業及びテーマ

事業提案は、「鳥取・島根の広域連携による地域課題の解決」をテーマとし、提案団体と鳥取・島根両県が協働で取り組む事業を募集します。

ここでの協働とは、「提案者と県が、共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に協力して活動すること」をいいます。

- (1)鳥取・島根両県のNPO等と県が協働して取り組む提案とし、提案分野に制限はありません。
- (2)1団体が応募できる件数は、1事業とします。
- (3)実施期間は、平成24年度とします。

4. 事業応募の条件

(1)事業担当課との事前協議の実施

協働の円滑な実施のため、提案団体は応募しようとする提案事業に関係する事業担当課と事業内容について事前に協議し、互いに合意した事業内容により提案団体が応募してください。協議にあたり、課題の共有化、課題解決目標、役割分担等について、合意形成を図るよう留意してください。

なお、この事前協議については、事務局(提出先・相談窓口:本要項7に記載)で両県の事業担当課の選考及び協議日程等の調整をしますので、ご連絡ください。

(2)募集事業の基本的な条件

公共性、公益性が高く、両県の地域課題の解決につながり、両県の地域社会への貢献が同等程度に期待されるものであること。

両県の官民相互の連携促進にモデル性を有し効果が高いものであること。

協働による事業の相乗効果の高まりや地域自治力の向上が期待できること。

先進性に富むとともに創意工夫が凝らされ地域振興に資するモデル性を有するものであること。

提案者自らが実施するものであること。

既に当事業を活用した事業でないこと。

宗教活動や政治活動を目的とした事業でないこと。

特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業ではないこと。

5.対象となる経費及び金額

(1)対象となる経費

事業実施のために必要な経費とし、直接事業執行に係る人件費(スタッフ等賃金)、報償費(講師等謝金)、 旅費(交通費)、材料費及び消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料(備品のリース料を含む)等を対象とします。ただし、備品購入費等は対象外とします。

なお、事業採択後、「協働に関する研修」(事業開始時と中間時の2回)にご案内しますので、参加いただまます。

また、県から委託で実施する事業については、間接経費(研修経費、県との打合せ経費、参考図書購入費、 事業活動PR費、事務用品費、電話代等)を直接事業費の3割を上限として認めます。人件費及び報償費に ついては、下記の金額を上限とします。

| 区分 | | 1人当たり単価 |
|----|-------------|--------------------------|
| Y | 事業を運営するスタッフ | 8,475 円/日 |
| 件費 | アルバイト等 | 6,000 円/日 |
| | 有償ボランティア | 5,168 円/日(最低賃金 646 円/時間) |

| 報償費 | 研修会等 | 大学教授·准教授級 6,300 円/時間 その他(専門的知見を要する場合) 5,100 円/時間 |
|--------|---------------|---|
| 費 | | その他 3,000 円/時間 |
| 講師謝金等) | 大規模な講演会等 | 県外講師 100,000 円/回 県内講師 50,000 円/回 |
| | | (上記では招致できない著名な講師や、講義内容が高度・特殊な場合) |
| 割金 | | 県外講師 50,000 円/回 県内講師 25,000 円/回 |
| 等 | コーディネーター・パネラー | (シンポジウム等、コーディネーターとパネラーの役割に大きな格差がある場 |
| | | 合は、適宜単価差を設けること) |

(2)金額

一事業あたり400万円を上限とします。(鳥取・島根両県からそれぞれ1/2の額を委託又は補助)

6.募集期間

平成24年3月21日(水)~4月20日(金)(必着)

7. 応募方法

「事業提案書」(様式:下記ホームページからダウンロード)及び添付書類を、下記のいずれかの事務局(提出先・相談窓口)へ提出してください。

また、「事業提案書」の作成等について疑問な点がある場合も、下記のいずれかの事務局(提出先・相談窓口)にお問い合わせください。

様式のダウンロード

鳥取県未来づくり推進局鳥取力創造課 http://www.pref.tottori.lg.jp/kyoudou/ 島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室 http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/ 事務局(提出先・相談窓口)

| 鳥取県 | 鳥取県未来づくり推進局鳥取力創造課 |
|--------------|---|
| 提出先 | 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 |
| 相談窓口 | Tel:0857-26-7248 Fax:0857-26-8111 E-mail: tottoriryoku@pref.tottori.jp |
| 島根県 提出先 相談窓口 | 島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室 〒690-8501 松江市殿町1番地 Tel:0852-22-5096 Fax:0852-22-5098 E-mail:npo@pref.shimane.lg.jp |

8.審查

- (1)事業提案の企画について、事務局から電話等で内容の確認をさせていただきます。必要に応じ提案の内容について、ヒアリングを行います。
- (2)選考は、民間の委員を主体にした審査会(5月中旬を予定)により行います。審査会は公開とし、企画内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます。

9.採択·決定

- (1)事業採択は、公開審査会で決定します。なお、採択事業数は、1事業程度を予定しています。
- (2)採択した事業については、実施方法・執行額などについて条件を付す場合があります。
- (3)委託又は補助額については、審査会の後に経費の内容等を精査の上決定します。

10. 事業の実施

採択・決定された事業は、提案団体に事業を委託し、実施することを基本としますが、事業内容によっては 補助事業として実施していただきます。

また、実施に当たっては、両県の事業担当課、関係の県地方機関等と緊密に連携をとりながら実施していただきます。

11. 事業実施後の事業評価

事業実施後は、事業実施団体と両県の事業担当課に対し、アンケート方式による事業の自己評価や意見 交換等の検証作業を実施するとともに、成果報告を作成していただきます。

また、検証会等で事業の事例発表を予定しておりますので、ご協力をお願いします。

12. 情報公開

採択された事業の内容については、その概要をホームページ等により広く公表します。 また、事業の実施状況等を、両県広域連携の協働事業の事例として広く紹介します。

鳥取 - 島根広域連携協働事業審査委員会 委員名簿

| 委員氏名 | 区分 | 所属名・職名 |
|-------|--------|-----------------------|
| 藤井 正 | 学識経験者等 | 国立大学法人鳥取大学 地域学部教授 |
| 毎熊 浩一 | 学識経験者等 | 国立大学法人島根大学 法文学部准教授 |
| 田中 仁成 | 企業等関係者 | 株式会社新日本海新聞社 執行役員営業局長 |
| 藤原 秀晶 | 企業等関係者 | 株式会社山陰中央新報社 論説委員会特別委員 |
| 福本(慎一 | 行 政 | 鳥取県未来づくり推進局長 |
| 三王寺由道 | 行 政 | 島根県環境生活部参事 |

「鳥取・島根広域連携協働事業」の審査基準

| 審査項目及び配点 | 審査の視点 |
|--------------------|---|
| ①提案事業の目的・目標 | ・両県の地域課題の解決を目的・目標としているか |
| | ・その目的・目標は明確かつ妥当か |
| (105) | ・公共性・公益性が高いか |
| (10点) | |
| ②両県の連携効果 | ・両県の連携強化、県境を越えたNPO等の連携促進につな |
| | がるか ・両県が連携することによって、単独で行うよりも高い相乗 |
| | 効果が上げられるか |
| (20点) | ・両県の地域社会への貢献が同程度に期待されるか |
| ③協働の相乗効果 | ・提案団体と行政とが協働することによって、単独で行うよ |
| | りもより高い相乗効果が上げられるか |
| (0.0 H) | |
| (20点) | |
| ④団体と行政の役割分担、スケジュール | ・提案団体と行政の役割分担は明確かつ妥当か |
| | ・事業実施のスケジュールは適正かつ妥当か |
| (10点) | |
| ⑤提案事業の先進性・実効性 | ・創意工夫が凝らされ、先進性を持っているか |
| | ・両県の官民相互の連携促進にモデル性を有しているか |
| | ・効果的で具体性があり、実行可能なものか |
| (10点) | |
| ⑥団体の事業遂行能力、予算の妥当性 | ・提案団体自らが、事業を実施するか |
| | ・提案団体には、事業を練り上げて遂行していく能力がある |
| | か ・予算規模・内容は妥当なものであって、参加者負担金など |
| (10点) | ・ 丁昇規模・内谷は安国なものであつて、参加有負担金なと の財源は適当か |
| (1 0/// | |
| ⑦地域自治力の向上、事業実施後の継続 | ・地域の主体的な取り組みとなり地域自治力の向上に繋がる |
| 性 | か。担実団体は、助武数で後ょ事業を継続(展閲)していくま |
| | ・提案団体は、助成終了後も事業を継続(展開)していく方 策があるか |
| (10点) | N/4 67 9 4 |
| ®プレゼンテーション | ・プレゼンテーションにおいて、事業を的確に熱意を持って |
| | 説明したか |
| (1 0 F) | |
| (10点) | |
| 合計点(100点) | |
| | |

平成24年度

地域社会雇用創出協働事業

震災等緊急雇用対応事業関連

募集

失業者を雇用し、地域課題解決に向けた生活関連サービス分野の 事業を協働で実施する提案を、NPO団体から募集します。

1. 募集事業の内容

厳しい雇用情勢に対応するため、失業者(平成23年3月11日・東日本大震災発生以降に離職した失業者)を雇用し、 地域の社会的課題の解決に向けた生活関連サービス分野で、県と協働で取り組む事業についての提案であること。 公共性、公益性が高く、地域社会への貢献が期待されるものであること。 提案者自らが実施するものであること。

ここでの協働とは、「提案者と県が、共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に活動すること」をいいます。

2. 応募資格

島根県内のNPO法人又は住民グループ(個人は対象外)で、しまね社会貢献基金の登録団体であること。

3.事業応募の条件

- ・協働の円滑な実施のため、提案団体は事業担当課と提案事業内容について事前に協議し、双方で合意した事業内容により提案団体が応募してください。
- ・1団体が応募できる件数は1事業とし、実施期間は平成24年度とします。 事業の実施要件として、新規に雇用する労働者の募集の際は、平成23年3月11日(東日本大震災)以降に離職した失業 者を対象者とした上で、被災求職者を優先的に雇用することとし、ハローワークへの求人申込等により募集の公開を図ること が必要となります。

4.募集期間

平成24年3月16日(金)~4月20日(金)(必着)

5.対象となる経費の内容及び金額

·事業実施のために必要な経費(人件費、報償費等。詳細は募集要項参照)を対象とし、上限350万円

6.審査及び採択

- ・選考は、民間の委員を主体にした審査会により、公開で行います(5月中旬を予定)。
- ・採択事業数は、2事業程度を予定しています。

7. 応募方法

- ・「事業提案書」(下記ホームページよりダウンロード)及び添付書類を、下記窓口に提出してください。
- ・詳しくは、「地域社会雇用創出協働事業募集要項」をご覧ください。
- ・「事業提案書」の作成について疑問な点があれば、窓口にご相談ください。 http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/ 島根県NPO活動推進室ホームページ

提出先相談窓口

島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室(県庁本庁舎6階) 〒690-8501 松江市殿町1番地

Tel 0852-22-5096 Fax 0852-22-5098

E-mail npo@pref.shimane.lg.jp

地域社会雇用創出協働事業 募集要項

1 趣旨

島根県では、厳しい雇用失業情勢に対応するため、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を 原資として造成した「島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用し、離職を余儀なくされ た非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創 出・提供するための事業を実施しています。

その事業の一つとして、社会的課題に取り組むNPO法人・住民グループ等が、失業者を雇い入れ、さらに県と協働することで互いの長所や強みを活かすことにより実施する、生活関連サービス分野の事業について、企画提案を募集します。

2 応募資格

島根県内のNPO法人・住民グループ(個人は対象外)であって、しまね社会貢献基金の登録団体であること。

3 募集する事業

企画提案を受ける事業は、提案者と県が協働し、「失業者を雇い入れ、社会的課題の解決を目的とした、地域再生・街づくり、環境・農林、介護・保育、教育・人材、起業支援、雇用支援等の生活関連サービス分野の事業」とし、次の「委託事業」の企画提案を募集します。

ここでの協働とは、「提案者と県が、共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に協力して活動すること」をいいます。

- (1)テーマは自由です(上記の生活関連サービス分野の事業であれば、テーマは問いません)。
- (2)1団体が応募できる件数は、1事業とします。
- (3)事業の実施期間は、平成24年度です。

4 事業応募の条件

(1)事業担当課との事前協議の実施

事業の円滑な実施のため、提案団体は、応募しようとする提案事業に関係する事業担当課と事業内容について事前に協議し、互いに合意した事業内容により提案団体が応募してください。事前協議にあたり、課題の共有化、課題解決目標、役割分担等について、合意形成を図るように留意してください。

(2)募集事業の基本的な条件

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金の趣旨に適合しているもの

公共性、公益性が高く、地域社会への貢献が期待されるもの

協働による事業の相乗効果の高まりや地域自治力の向上が期待できること

先進性に富むとともに創意工夫が凝らされ地域振興に資するモデル性を有するもの 提案者自らが実施するもの

他の助成金の活用など既存の制度により対応することができないもの

宗教活動や政治活動を目的とした事業でないこと

特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対することを目的とした 事業でないこと

5 事業の要件

(1)企画の要件

次の全ての要件を満たす企画であること。

社会的課題の解決を目的とした、生活関連サービス分野の事業であること 事業費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費が2分の1以上であること 自ら企画した新たな事業であり、公共性・公益性のある事業であること 建設・土木事業でないこと

(2)新規に雇用する労働者に関する要件

委託事業を実施するのに必要な労働者として、失業者を以下の条件で雇用すること。

新規に雇用する労働者の募集

新規に雇用する労働者の募集にあたっては、平成23年3月11日(東日本大震災) 以降に離職した失業者を対象者とした上で、被災求職者を優先的に雇用することとし、 ハローワークへの求人申込等により募集の公開を図るものであること。

労働者の労働期間

新規に雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とすること。 ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6か月以内である場合には、1回に 限り更新を可能とすること。

失業者であることの確認

労働者を新規に雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うものであること。

なお、その確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること等によるものとする。 その他

新規雇用した労働者と雇用契約を締結し、雇用保険、労働者災害補償保険等の社会保 険に加入するものとする。

- 6 対象となる金額、経費及び経理
- (1)1事業あたりの委託料上限額は350万円とします。
- (2)対象となる経費

人件費

・賃金、通勤手当等の諸手当、賞与、社会保険料(雇用保険料、労災保険料等)に係る 事業主負担等

その他の経費

- ・報償費(講師等謝金)、旅費(交通費)、材料費及び消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料(備品のレンタル・リース料を含む)等
- (3)人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準とすることとします。
- (4)対象経費は他の経費と明確に区分して経理することとします。
- (5)委託業務に要した経費は領収書等で確認できることとし、また、収入及び支出を記載した会計帳簿を備え、経理状況を明確にしておくこととします。
- (6)委託業務を行う事業主に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金との併給はできないものとします。

(7)事業終了後、委託費に残額が生じた場合、又は委託費により発生した収入があるときは、 委託元(県)に返還をすることとします。

7 募集期間

平成24年3月16日(金)~4月20日(金)(必着) 持参(土日、祝日を除く、午前8時半から午後5時まで)又は郵送してくだい。

8 応募方法

(1) 応募書類

「企画提案書」(様式第1号)(様式:下記ホームページからダウンロード)及び添付書類を、島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室に提出してください。

http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/

(2)応募先 下記17の「問い合わせ先・書類提出先」

9 審査

- (1)事業提案の企画について、NPO活動推進室から電話等で内容の確認をさせていただきます。必要に応じ提案の内容について、ヒアリングを行います。
- (2)選考は、民間の委員を主体にした審査会(5月中旬を予定)により行います。審査会は公開とし、企画内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます。

10 採択・決定

- (1)事業採択は、審査会で決定します。 なお、採択事業数は2件程度を予定しています。
- (2)採択した事業については、実施方法・執行額などについて条件を付す場合があります。
- (3)委託額については、審査会の後に経費の内容等を精査のうえ決定します。

11 事業の実施

実施に当たっては、事業担当課、NPO活動推進室、関係の地方機関等及び市町村等関係機関と緊密に連携をとりながら実施していただきます。

12 事業実施後の事業評価

事業実施後は、事業実施団体と県の事業担当課に対し、アンケート方式による事業の自己 評価や意見交換等の検証作業を実施するとともに、成果報告書を作成していただきます。 また、検証会等で事業の事例発表を予定しておりますので、ご協力をお願いします。

13 情報公開

採択された事業の内容については、その概要を県ホームページ等により広く公表します。

14 契約

(1)契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、審査会で選定した委託契約 候補者と島根県が随意契約を行います。

なお、委託契約の締結にあたっては、地方自治法及び県の会計規則をはじめとする諸規定が適用されます。

(2)契約金額

島根県は、委託契約候補者から改めて見積書を徴取し予定価格の範囲内において決定します。

(3)契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付していただきます。

ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除します。

(4) その他契約条項

委託契約候補者との協議事項とします。

15 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とします。

- (1)参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類の提出をしないとき。
- (3) 事実に反する提案や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

16 その他

- (1)書類提出後に辞退する場合は、書面でその旨を下記17の「問い合わせ先・書類提出先」 まで申し出てください。
- (2)企画提案者は、企画提案書の提出をもって、地域社会雇用創出協働事業(企画提案型事業) 募集要項の記載内容に同意したものとします。
- (3)提出書類の作成及び提出等に要する費用は参加者の負担とします。
- (4)委託業務の受託者に選定され、県と委託契約を締結した者は、委託業務実施に関する以下 の関係帳簿類を整備し、業務完了後5年間は保管するものとします。

総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類

労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿類

(5) 本委託事業は、厚生労働省からの交付金を活用したものであり、委託実施に関し必要があるときは関係書類及び資料を求め、又は監査を行います。

17 問い合わせ先・書類提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地

島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室(県庁本庁舎6階)

TEL: 0852-22-5096 FAX: 0852-22-5098

E-mail: npo@pref.shimane.lg.jp

地域社会雇用創出協働事業審査委員名簿

| 区分 | 氏 名 | 職業又は所属団体 | 備考 |
|-------|---------|-----------------------------|----|
| 学識経験者 | 毎 熊 浩 一 | 島根大学法文学部 准教授 | |
| 企業関係者 | 三 島 淳 | 山陰合同銀行 地域プロジェクト支援グループ長 | |
| 団体及び | 渡 部 寛 子 | 松江市市民生活相談課 専門企画員 | |
| 市町村 | 樋口 和広 | 公益財団法人 ふるさと島根定住財団石見事務所所長 | |
| 県 職 員 | 三王寺 由道 | 島根県環境生活部参事 | |

「地域社会雇用創出協働事業」の審査基準

| 審査項目及び配点 | 審査の視点 |
|---------------------------------------|--|
| ①提案事業の目的・目標 | ・提案事業の目的・目標は明確かつ妥当か |
| ()及大手术()口口) | ICA TAVOLET LIMITATINEN > Q IN |
| | ・島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金の趣旨に適合している |
| | 为 |
| | |
| (20 点) | ・提案事業は公共性・公益性が高いか |
| ②協働の相乗効果 | ・提案団体と行政とが協働することによって、単独で行うより |
| | も高い相乗効果が上げられるか |
| | |
| (20点) | |
| ③団体と行政の役割分担、スケジュ | ・提案団体と行政の役割分担は明確かつ妥当か |
| ール | |
| (1= -) | ・事業実施のスケジュールは適正かつ妥当か |
| (15点) | 担安市光戸会 卒工十式が7と ケル - 井井井ナ - ケルフユ |
| ④提案事業の先進性・実行性 | ・提案事業は創意工夫が凝らされ、先進性を持っているか |
| | 相空事業は地球に関い次十フェニュをよった十フェ |
| | ・提案事業は地域振興に資するモデル性を有するか |
| (10 点) | ・提案事業は効果的で具体性があり、実行可能なものか |
| ⑤団体の事業遂行能力、予算の妥当 | ・提案団体自らが、事業を実施するか |
| 世 | ・ 近来団体日 りが、 事業を 天施り るが・ |
| | ・提案団体には、事業を練り上げて遂行していく能力があるか |
| | TEXTIFICION TAXEMY IN CENTRO CONTROL OF CONT |
| | ・予算規模・内容は妥当なものであって、参加者負担金などの |
| (10 点) | 財源は適当か |
| ⑥地域社会への貢献度、地域自治力 | ・提案事業は、地域社会への貢献度が高いか |
| の向上、事業実施後の継続性 | |
| | ・提案事業は、地域の主体的な取り組みとなり地域自治力の向 |
| | 上に繋がるか |
| | |
| | ・提案団体は、委託事業終了後も事業を継続(展開)していく |
| | 方策があるか |
| | |
| | ・提案事業を通じ、新規に雇用した失業者のスキルアップ等を |
| (15 点) | 図ることができるか |
| ⑦プレゼンテーション | ・プレゼンテーションにおいて、事業を的確に熱意を持って説 |
| | 明したか |
| | |
| (10 点) | |
| 合計点 (100 点) | |
| N N N N N N N N N N N N N N N N N N N | |